

プラスチック資源循環促進法への 横須賀市の対応

令和6年(2024年)2月9日
横須賀市 環境部 環境政策課

1.横須賀市の概要

面積：100.82 km²

人口：385,485人

世帯数：191,154世帯

(令和5年4月1日現在)



2. 横須賀市のごみの現状

1 ごみの分別・排出量

ごみの分別	令和4年度排出量
燃せるごみ	81,178トン
不燃ごみ	921トン
缶・びん・ペットボトル	5,870トン
プラスチック資源 ※	6,443トン

※令和4年度は「容器包装プラスチック」と一部「(仮称)資源プラスチック」として収集


2 処理施設

施設名	設備
横須賀ごみ処理施設エコミル	焼却施設・不燃ごみ、粗大ごみの選別施設
リサイクルプラザ アイクル	プラスチック、缶・びん・ペットボトル等の中間処理施設



3.プラスチック再商品化事業の概要

【一括収集開始前の分別】

- ・容器包装プラスチック ⇒ 「容器包装プラスチック」 
- ・製品プラスチック ⇒ 「燃せるごみ」

【プラスチック再商品化事業の概要】

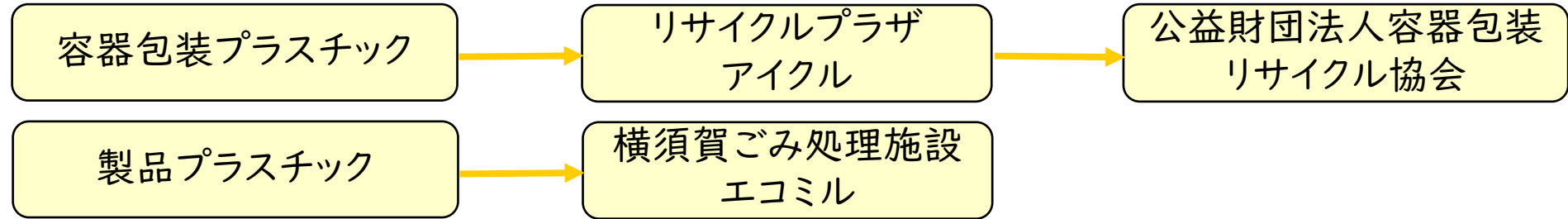
項目	内容
分別名	プラスチック資源
対象物	容器包装プラスチック プラスチックのみでできた製品プラスチック
実施期間	令和5年4月～9月 実証事業(※)のモデル地区のみ実施 令和5年10月～ 市内全域での本格実施
資源化ルート	プラスチック資源循環促進法第32条の指定法人ルート及び 第33条の再商品化計画ルートの併用
再商品化事業者	株式会社TBM

※ 令和4年11月1日から
令和5年3月31日まで
市内約6,000世帯に協力
いただき実施

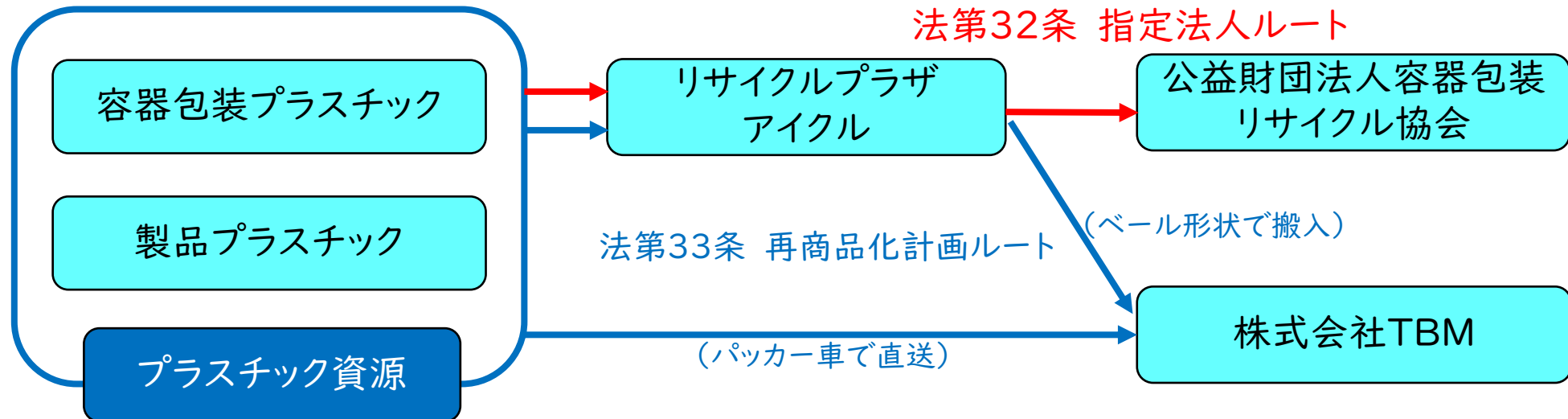
3. プラスチック再商品化事業の概要

【プラスチックの処理ルート】

・一括収集開始前



・一括収集開始後



3. プラスチック再商品化事業の概要

【これまでの経過】

- | | |
|----------------------|--|
| 令和4年6月
(~令和4年12月) | 再商品化計画の策定・検討 |
| 令和4年11月
(~令和5年3月) | プラスチック一括収集の実証事業を実施
【環境省の先進的モデル形成支援事業に採択】
【株式会社TBM横須賀工場の稼働】 |
| 令和4年12月19日 | 再商品化計画の認定 |
| 令和5年4月~ | 再商品化計画に基づく一括収集を開始
(モデル地区のみ) |
| 令和5年10月~ | 市内全域での一括収集を開始 |

4.事業実施にあたって

【市民への周知】

- ・住民説明会（町内会単位）の実施（令和5年6月から約300回実施）
- ・市広報誌、市ホームページ、市SNSでの情報発信
- ・町内回覧、広報掲示板、デジタルサイネージ、ラジオ、Youtubeでの周知
- ・集積所へのシール掲出

【今後の課題】

- ・充電式電池などの混入に対するさらなる啓発
- ・資源化ルート（法第32条、33条）の精査

5.実施の検討にあたって

【再商品化計画策定（法第33条）による負担増】

- ・再商品化計画策定、運用の事務手続き（毎月の月報提出、支払い事務等）
- ・プラスチック廃棄物が再資源化されるまでの処理責任
- ・組成調査、再資源化製品の品質検査等の実施、実施にかかる費用
- ・製品プラスチックの再資源化処理にかかる費用

【効果・メリット】

- ・CO2排出量の削減によるゼロカーボンの推進
- ・プラスチックの分別基準を独自に定められる（32条、33条併用の場合はなし）
- ・市内から発生するプラスチック廃棄物のリサイクルの見える化

終わりに・・・
